

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、金倉川西地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）金倉川西地区）を行うことについて令和7年10月10日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業生活部農林水産課において令和7年10月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和7年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人